

平成三十年五月十一日提出
質問第二八八号

診療報酬等の改定期日に関する質問主意書

提出者
初鹿明博

診療報酬等の改定期日に関する質問主意書

本年度は診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬のトリプル改定が行われた。

毎回のことだが、報酬改定が行われる際、個別項目の点数等の詳細が明らかになるのが、前年度の三月に入ってからである。ここからレセプトコンピュータ会社が改定内容に合わせてソフトを更新し、各医療機関等に導入する作業を行い、四月一日からの改定に間に合わせなければならない。ただでさえ年度末で多忙な時期に新たなシステムを導入し、その使い方を習得するという無理を現場に強いている。

また、疑義照会の資料が示されるのも、年度末ギリギリ、今年は三月三十日になっている。その結果、算定内容を十分に把握出来ないまま請求を行うことになり、返戻が多くなることに繋がっている。

現場が年度末に長時間労働を強いられることなく、円滑に業務が遂行できるようにするため、改定期日を四月一日からにするのではなく、十分な準備期間が取れるよう十月一日からに変更することを検討すべきだと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。